

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 21 日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

1 放棄する権利

溝辺町総合体育館における落下事故に係る損害賠償金等の求償債権

2 放棄する債権額

27,086,887 円

3 債務者

霧島市国分中央四丁目 18 番 13 号

明興インテリア有限公司 清算人 ***

4 債権放棄する理由

債務者である法人が解散し、資力の回復が困難であり、換価できる財産もなく、本債権の回収が見込めないため。

(提案理由)

債務者である法人は既に解散し、資力の回復が困難であり、換価できる財産もないことから、今後回収の見込みがないものとして、権利（債権）を放棄しようとするものである。

(参考)

経緯等については、別紙のとおり。

(別紙)

溝辺町総合体育館高窓修繕時における作業員落下事故損害賠償事件の経緯等について

【落下事故の概要】

1. 溝辺町総合体育館の「2階西側突出し窓ガラス」及び「玄関採光ガラス」取替え修繕の際、追加となった排煙窓閉切修繕の作業中、溝辺町が貸し出した高所作業台に元請け業者が仮設足場を組み、その支柱が折れ、下請け業者の作業員2人が落下し、うち1人が死亡した事件。

(工期) 平成11年12月24日～平成12年1月14日

(契約金額) 495,600円

(完成検査) 平成12年1月17日

(事故発生) 平成12年1月18日

(死亡) 平成12年1月19日

【事故後の経緯】

2. 一審(鹿児島地方裁判所加治木支部—平成12年(ワ)第187号損害賠償請求事件)

(提訴) 平成12年12月27日

原告：A=Cの妻

B=Cの長男

(C=落下事故で死亡)

被告：明興インテリア有限公司 代表取締役 ***

被告：溝辺町

(公判) 平成13年2月16日～平成14年9月20日(計10回)

(判決) 平成14年11月22日

原告2名に対し、それぞれ損害賠償金 23,975,762円及び事故発生日から支払日まで年5分の遅延損害金を被告2者が連帯して支払え。訴訟費用の3/4を被告の負担とする。

3. 二審(福岡高等裁判所宮崎支部—平成15年(ネ)第2号損害賠償請求事件)

(控訴) 平成14年12月9日 ※明興インテリア(有)も控訴

(結審) 平成15年5月13日

(判決) 平成 15 年 6 月 17 日

本件控訴をいずれも棄却する。控訴費用は、控訴人の負担とする。

4. 平成 15 年 7 月 8 日に元請け業者（明興インテリア(有)）と溝辺町が「損害賠償金の負担に関する合意書」を締結する。
5. 平成 15 年 7 月 11 日に溝辺町が原告側代理人弁護士に損害賠償金等を支払う。（明興インテリア(有)支払い分も立替）
6. 平成 15 年 7 月 23 日に元請け業者（明興インテリア(有)）から、原告側訴訟費用を除く金額の 1/2 相当額（28,146,887 円）を、今後、分割して支払う旨の「損害賠償金の負担に関する誓約書」が提出される。（平成 15 年 8 月から当分の間、月額 2 万円納付。）
7. 平成 19 年 4 月 5 日に元請け業者（明興インテリア(有)）から、「平成 19 年度分損害賠償負担額の調整についての願い文書」が提出され、現行の月額 2 万円を月額 1 万 5 千円に変更し、平成 19 年度分までは分割納付されていたが、平成 20 年度分以降は納付されていない。
8. 平成 20 年 11 月 30 日に明興インテリア(有)が解散する。（同年 12 月 5 日に登記）
※会社の資産もなく、事業も停止しているので、債権回収は困難な見込みである。
9. 本市の損害賠償金の債権金額は、令和 4 年 1 月 31 日現在で 27,086,887 円である。